

## 見附市告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年6月16日

見附市長 稲田 亮

### 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 長岡都市計画地区計画
- (2) 名称 上新田・新幸町地区地区計画
- (3) 位置及び区域

見附市上新田町、芝野町、速水町、柳橋町、福島町、新幸町の一部

### 2 縦覧場所

見附市都市環境課